

(案)

水道料金等の立替払に関する加盟店契約書

東京都（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）に基づく水道料金、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）及び東京都水道事業の給水区域内の各市町が定める下水道料金に係る条例に基づく下水道料金並びにこれらと併せて請求される雑用水及び再生水の供給に係る料金（以下これらを総称して「水道料金等」という。）につき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の2に定める指定納付受託者による納付に関して、次の条項により加盟店契約を締結する。

甲と乙とは、この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和9年3月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代 表 者 公営企業管理者
東京都水道局長
山口 真

乙

(案)

(総 則)

- 第1条 乙は、この契約書及び第8条各号に掲げるクレジットカードを発行する法人その他の団体（以下「乙等」という。）の定める会員規約等に規定する条項に基づき、乙等の会員（乙等が定める会員規約等を承認の上、乙等が運営するクレジットカード取引システムに入会を申し込み、乙等がその入会を承認した個人又は法人をいう。以下同じ。）が甲に対し水道料金等の立替払の方法による納付を申し込み、甲がこれを承認した場合において、甲に対し水道料金等の立替払を行い、甲は、乙に対しその加盟店手数料を支払うものとする。
- 2 この契約は、全て日本国が制定する法令に準拠し、甲及び乙は、この契約書に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 3 甲及び乙は、この契約書に特別の定めがある場合を除き、この契約により生ずる義務を履行するために必要な一切の手段を、各々の責任において定めるものとする。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定 義)

第2条 この契約書における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) クレジットカード

それを提示し若しくは通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、若しくは特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証票その他物又は番号、記号その他の符号で、乙等が特別に定める意匠及び規格に基づき作成並びに発行し、乙等の会員にその証として貸与するものをいう。

(2) カード番号

当該クレジットカードを特定するに足る最大16桁の番号をいう。

(3) カード有効期限

クレジットカードの有効期限を表示する4桁の符号をいう。

(4) データ処理業務委託業者

甲が別途締結する水道料金等のクレジットカード払いに係るデータ処理業務委託単価契約の相手方をいう。

(5) 請求データ

(案)

甲がデータ処理業務委託業者を通じて乙に伝送する水道料金等の請求に係るデータをいう。

(6) 伝送スケジュール

甲が乙に請求データを送付する日程、乙が甲に立替払を行う日程等について、甲が定める日程をいう。

なお、この伝送スケジュールを一覧としたものを日程表という。

(7) 局営業日

東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）に定める東京都の休日以外の日をいう。

(8) 立替払

法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に定める指定納付受託者として、乙が乙等の会員の水道料金等を甲に対し立て替えることをいう。

(9) 継続払

乙等の会員がクレジットカード払いの申込みに係る書面若しくはインターネットを利用して、又は甲のアプリケーションソフトウェア「東京都水道局アプリ」（以下「水道局アプリ」という。）上のクレジットカード払い申込受付画面を通してカード情報を入力することで、甲に申込みを行い、オーソリを取得した上で、乙の承諾を得ることにより、継続的に水道料金等のクレジットカードによる立替払を行うことをいう。

(10) 都度払

乙等の会員がインターネットを利用して、水道局アプリ上のクレジットカード都度払申込受付画面を通してカード情報を入力することで甲に申込みを行い、オーソリを取得し乙の承諾を得ることにより、その都度水道料金等のクレジットカードによる立替払を行うことをいう。

(11) 3Dセキュア認証

会員が本人であることを認証する乙所定の認証サービスであり、その時々における最新のものをいう。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、この契約上の地位を第三者に譲渡することができない。ただし、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の委託)

第 4 条 甲及び乙は、この契約に基づいて行う業務の一部を必要に応じて第三者に委任し、又は委託できるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定に基づいて業務の一部を第三者に委任し、又は委託し

(案)

た場合は、この契約に定める内容を当該第三者に遵守させなければならない。

- 3 甲及び乙は、第1項の規定に基づいて業務の一部を第三者に委任し、又は委託した場合であっても、この契約に定める全ての義務及び責任を免れないものとする。

(契約履行責任者)

第5条 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を契約履行責任者として選任し、相手方に通知しなければならない。

- 2 契約履行責任者は、この契約により生ずる義務の円滑な履行に努めるものとする。

(契約内容の変更)

第6条 甲及び乙は、この契約の内容を変更する必要があるときは、事前に相手方と協議の上、変更する内容を定めるものとする。

(一般的損害等)

第7条 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行に当たり、自己の故意、過失その他の自己の責めに帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、乙等の会員から水道事業、下水道事業若しくは水道料金等に関し苦情若しくは相談を受けた場合又は甲と乙等の会員との間において紛議が生じた場合（紛議の内容が専ら乙等の行為に関するものである場合を除く。）は、甲は責任をもって対処し、解決に当たるものとする。

(甲が取り扱うクレジットカード)

第8条 この契約に基づいて甲が取り扱うクレジットカードは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が発行するクレジットカード
- (2) 乙が発行代行業務を行い発行するクレジットカード
- (3) 乙が日本国内で現在及び将来提携する法人等が発行するクレジットカード（甲が別途加盟店契約を締結する法人等が発行するものを除く。）

(申込みの受付)

第9条 甲は、乙等の会員が甲に対し水道料金等の立替払の方法による納付の申込みを行う際に、甲が定める約款等に次の各号に定める内容を記載し、乙等の会員の承諾を得るものとする。

- (1) 甲に対して申し出たクレジットカード（以下「登録カード」という。）の発行者が定める会員規約等に従って、登録カードの発行者に対し支払を行うこと。

(案)

- (2) 継続払において、甲に対して水道料金等の立替払の方法による納付を解約し、又は変更する旨の申出を行わない限り、継続して登録カードに基づいた当該方法による納付を行うこと。
 - (3) 継続払において、登録カードのカード番号又はカード有効期限に変更があった場合は、遅滞なく甲に当該変更内容を通知すること。
 - (4) 継続払において、クレジットカードが更新され又は再発行された場合であっても、甲と登録カードの発行者との間の情報の授受により、原則として、更新後又は再発行後のクレジットカードを登録カードとし、登録カードに基づいた水道料金等の立替払の方法による納付を継続すること。
 - (5) 登録カードの発行者から、甲に対して当該登録カードでは水道料金等の立替払を行えない旨を通知されたときは、これを了承すること。
- 2 甲は、乙等の会員が甲に対し継続払の申込みを行う際には、当該乙等の会員に次の事項を記載した申込書を提出させるものとする。ただし、クレジットカードの暗証番号については記載させないものとする。
- (1) 会員の氏名
 - (2) カード番号
 - (3) カード有効期限
 - (4) その他甲又は乙が必要と認める事項
- 3 甲は、前項の申込みを受け付けたときは、前項各号の記載事項のうち甲又は乙が必要と認めるものを、データ処理業務委託業者に記録させ、これを保管させるものとする。
- 4 甲が取り扱う支払区分は、1回払のみとする。
- 5 甲は、申込みを行った者（以下「申込者」という。）が乙等の会員本人ではないと疑われる場合は、当該申込みの受付を保留するとともに、直ちにその事実を乙に通知するものとする。
- 6 甲は、第2項に定める方法に代えて、インターネット通信等の通信手段により継続払の申込みを受け付けることができる。この場合において、申込みの受付の取扱いについては、甲乙協議の上別に定めるものとする。
- 7 乙が乙等の会員に対して頒布する申込書を作成する場合の取扱いについては、甲が別に定めるものとする。

(申込み時の有効性確認と諾否の通知)

第10条 甲は、前条第2項及び第6項の申込みを受け付けたときは、乙が定める方法に従い、データ処理業務委託業者を介して、乙に対し申込者の登録カードのオーソリ処理及び3Dセキュア認証（以下「申込時のオーソリ処理及び3Dセキュア認証」という。）を依頼し、乙からオーソリ処理及び3Dセキュア認証に係る通知を受け次第、遅滞なく申込みに対する諾否を当該申込者に対して通知するものとする。ただし、オーソリは与信電文／0円で行うこととし、第9条第2項で定める方法により申込みを受け付ける場合には、3Dセキュア認証は不要とす

(案)

る。

- 2 甲は、前項の規定による申込時のオーソリ処理及び3Dセキュア認証を行い、乙の承諾を得ない限り第13条第1項及び第13条の2第1項の請求データを乙に送付してはならない。
- 3 第1項に定める乙のオーソリ処理に係る通知は、登録カードの有効性のみを保証するものであり、当該クレジットカードに係る申込者が乙等の会員本人であることを保証するものではない。

(差別的取扱い等の禁止)

第11条 甲は、乙等の会員に対し水道料金等の立替払の方法による納付の申込みを拒絶し、又は他の方法により水道料金等を支払う場合と異なる料金を請求する等乙等の会員に不利となる差別的取扱い又はクレジットカードの円滑な使用を妨げる取扱いを行ってはならない。

(月次定例の有効性確認等)

- 第12条 甲は、継続払における乙等の会員の登録カードの有効性を確認するため、第9条第3項の規定によりデータ処理業務委託業者が記録し、保管する情報(以下「洗い替えデータ」という。)を、月1回甲乙協議の上別に定める日に、データ処理業務委託業者を介して乙に送付させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりデータ処理業務委託業者が送付した洗い替えデータの照合(以下「月次定例の有効性確認」という。)を行い、洗い替え結果データ(乙が洗い替えデータの照合をした結果について作成するデータをいう。以下同じ。)を甲乙協議の上別に定める期限までに、甲に通知するものとする。
 - 3 甲は、前項により特定の登録カードを無効にする旨の通知を受けた場合は、当該通知を受けた日が属する月の末日までに乙に送付する請求データに係る水道料金等に限り、乙に対し当該登録カードに基づく立替払を請求することができる。
 - 4 第1項及び第2項に定める洗い替えデータ及び洗い替え結果データの内容、データフォーマット、授受方法等は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(請求データ)

- 第13条 甲は、乙等の会員が申し込んだ継続払の方法による納付に係る水道料金等を調定したときは、データ処理業務委託業者を介して、当該継続払の請求データを乙に送付するものとする。
- 2 甲は、前項の継続払の請求データの送付に先立ち、請求金額が乙が別に指定する非通知請求限度額(フロアリミット)を超えている場合は、データ処理業務委託業者を介してオーソリ処理を行い、立替払を受けられるか否かについて乙に確認しなければならない。ただし、非通知請求限度額を契約期間中に変更することがある。
 - 3 甲は、前項の確認により、乙から立替払ができない旨の通知を受けた場合は、

(案)

当該通知に係る継続払の請求データを乙に送付してはならない。

- 4 甲は、乙から特定のクレジットカードを無効にする旨の通知を受けた場合は、前条第3項の規定により甲が乙に対して立替払を請求することができる場合を除き、当該通知によって無効とされたクレジットカードに係る継続払の請求データを乙に送付してはならない。
- 5 甲は、第1項の継続払の請求データの送付を伝送スケジュールで定めるところに従って行わなければならない。
- 6 第1項の継続払の請求データが乙に到達した時をもって、当該請求データに係る立替払の請求の効力が発生するものとする。
- 7 第1項の継続払の請求データの内容及びデータフォーマット、請求データの授受方法その他の請求データに関連する事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。
- 8 甲は、継続払の請求データの金額を訂正することなく更正処理等により水道料金等調定金額を変更した場合は、取消データ又は取消伝票を乙に対して送付しないものとする。この場合において、差額分の乙等の会員に対する請求又は還付は、甲が直接行うものとする。

第13条の2 甲は、乙等の会員が水道局アプリを通じて都度払の申込みを行ったときは、データ処理業務委託業者を介して、当該都度払の請求データを乙に送付するものとする。

- 2 甲は、前項の都度払の請求データの送付に先立ち、3Dセキュア認証を行った上でオーソリ処理を行い、データ処理業務委託業者を介して立替払を受けられるか否かについて、乙に確認しなければならない。
- 3 甲は、前項の確認により、乙から立替払ができない旨の通知を受けた場合は、当該通知に係る都度払の請求データを乙に送付してはならない。
- 4 甲は、第1項の都度払の請求データの送付を伝送スケジュールで定めるところに従って行わなければならない。
- 5 第1項の都度払の請求データが乙に到達した時をもって、当該請求データに係る立替払の請求の効力が発生するものとする。
- 6 第1項の都度払の請求データの内容及びデータフォーマット、請求データの授受方法その他の請求データに関連する事項は、甲乙協議の上別に定めるものとする。
- 7 甲は、都度払の請求データの金額を訂正することなく更正処理等により水道料金等調定金額を変更した場合は、取消データ又は取消伝票を乙に対して送付しないものとする。この場合において、差額分の乙等の会員に対する請求又は還付は、甲が直接行うものとする。

(立替払)

第14条 甲の乙に対する第13条に定める請求に関する継続払に係る債権は、第

(案)

- 13 条第 6 項の請求の効力が発生したときに発生するものとする。
- 2 乙は、第 13 条第 1 項の継続払の請求データに基づいて当該継続払の請求データの金額の金員を甲が指定する金融機関口座に振り込むことにより立替払を行うものとする。
 - 3 乙は、前項の立替払を、伝送スケジュールで定めるところに従い、甲がデータ処理業務委託業者を介して乙に継続払の請求データを送付する日の__局営業日後に当たる日に行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から送付された継続払の請求データに係る水道料金等については、その全額を立替払しなければならない。
 - 5 乙は、前三項に規定する義務の履行を乙の責めに帰すべき事由により遅滞したときは、遅延した日数に応じ、立替払すべき金額に民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 404 条第 2 項から第 5 項までに定める法定利率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、甲がこれを免除した場合は、この限りでない。
 - 6 第 13 条第 1 項の継続払の請求データについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲の乙に対する当該立替払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなす。
 - (1) 継続払の請求データが、所定のデータフォーマット又は送付方法に従ったものでないとき。
 - (2) 継続払の請求データの内容が、当該請求データに係る乙等の会員に対して甲が請求すべき水道料金等と相違するとき。
 - (3) 継続払の請求データが、申込時のオーソリ処理を行って乙の承諾を得ていないとき。
 - (4) 継続払の請求データが、最終の月次定例の有効性確認を行った日から起算して 61 日以上経過して送付されたとき。
 - (5) 継続払の請求データの内容が自己の利用によるものではない旨の申出が、乙等の会員から乙等にあったとき。ただし、以下の取引を除く。
 - ア 3D セキュア認証を行い認証が得られた取引
 - イ 3D セキュア認証に未参加なカード会社との取引
 - ウ 3D セキュア認証に参加済のカード会社の内、3D セキュア未登録会員番号との取引
 - エ 3D セキュア認証に参加済のカード会社の内、3D セキュア対象外のカード種別との取引
 - (6) 継続払の請求データが、第 13 条第 3 項又は第 4 項の規定に反して送付されたとき。
 - 7 甲は、乙から立替払を受けた後に前項の規定により継続払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなされた場合は、乙の請求に基づいて当該立替払として

(案)

受けた支払金を直ちに返還するものとする。この場合において、当該支払金の支払日の翌日から乙に返還された日までの日数に応じ、当該支払金に民法（明治29年4月27日法律第89号）第404条第2項から第5項までに定める法定利率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を付するものとする。ただし、乙がこれを請求しない場合はこの限りではない。

- 8 乙は、甲に対して水道料金等の立替払として行った支払について、第6項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、直ちに調査を開始するものとし、調査開始から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該継続払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなすことができる。
- 9 甲は、前項の調査に協力するものとし、甲が乙から立替払を受けた後に乙が継続払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなした場合は、当該立替払として受けた支払金を第7項の規定に準じて返還するものとする。

第14条の2 甲の乙に対する第13条の2に定める請求に関する都度払に係る債権は、第13条の2第5項の請求の効力が発生したときに発生するものとする。

- 2 乙は、第13条の2第1項の都度払の請求データに基づいて当該都度払の請求データの金額の金員を前条第2項の金員と合算して、甲が指定する金融機関口座に振り込むことにより立替払を行うものとする。
- 3 乙は、前項の立替払を、伝送スケジュールで定めるところに従い、甲がデータ処理業務委託業者を介して乙に都度払の請求データを送付する日の__局営業日後に当たる日に行わなければならない。
- 4 乙は、甲から送付された都度払の請求データに係る水道料金等については、その全額を立替払しなければならない。
- 5 乙は、前三項に規定する義務の履行を乙の責めに帰すべき事由により遅滞したときは、遅延した日数に応じ、立替払すべき金額に民法（明治29年4月27日法律第89号）第404条第2項から第5項までに定める法定利率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、甲がこれを免除した場合は、この限りでない。
- 6 第13条の2第1項の都度払の請求データについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲の乙に対する当該都度払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなす。
 - (1) 都度払の請求データが、所定のデータフォーマット又は送付方法に従ったものでないとき。
 - (2) 都度払の請求データの内容が、当該請求データに係る乙等の会員に対して甲が請求すべき水道料金等と相違するとき。

(案)

- (3) 都度払の請求データが、第13条の2第2項に定める甲の乙への確認を行って乙の承諾を得ていないとき。
- (4) 都度払の請求データの内容が自己の利用によるものではない旨の申出が、乙等の会員から乙等にあつたとき。ただし、以下の取引を除く。
- ア 3Dセキュア認証を行い認証が得られた取引
 - イ 3Dセキュア認証に未参加なカード会社との取引
 - ウ 3Dセキュア認証に参加済のカード会社の内、3Dセキュア未登録会員番号との取引
 - エ 3Dセキュア認証に参加済のカード会社の内、3Dセキュア対象外のカード種別との取引
- (5) 都度払の請求データが、第13条の2第3項の規定に反して送付されたとき。
- 7 甲は、乙から立替払を受けた後に前項の規定により都度払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなされた場合は、乙の請求に基づいて当該立替払として受けた支払金を直ちに返還するものとする。この場合において、当該支払金の支払日の翌日から乙に返還された日までの日数に応じ、当該支払金に民法(明治29年4月27日法律第89号)第404条第2項から第5項までに定める法定利率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を付するものとする。ただし、乙がこれを請求しない場合はこの限りではない。
- 8 乙は、甲に対して水道料金等の立替払として行った支払について、第6項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、直ちに調査を開始するものとし、調査開始から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該都度払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなすことができる。
- 9 甲は、前項の調査に協力するものとし、甲が乙から立替払を受けた後に乙が都度払に係る請求の効力が発生しなかったものとみなした場合は、当該立替払として受けた支払金を第7項の規定に準じて返還するものとする。

(立替払に要する費用)

第15条 甲が乙に対して支払う水道料金等の立替払に係る手数料(以下「加盟店手数料」という。)及びこれに係る振込手数料、データ処理業務委託業者の行う事務に要する費用並びに甲において行う事務に要する費用を除き、立替払に係る振込手数料、乙において行う事務に要する費用その他の費用は、全て乙の負担とする。

(加盟店手数料)

第16条 甲は、加盟店手数料として、乙に対し、乙が立替払した水道料金等の総額に次項に定める料率を乗じた額を支払うものとする。

- 2 加盟店手数料の第14条に定める継続払の料率は、_____パーセントとする。

(案)

- 3 加盟店手数料の第14条の2に定める都度払の料率は、_____パーセントとする。
- 4 甲は、加盟店手数料を、一月ごとに、その月に立替払がされた金額に応じて支払うものとする。加盟店手数料の算出方法については、継続払及び都度払された金額にそれぞれの料率を乗じて得た金額（この場合において、算出された金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を合計することとする。

(加盟店手数料の請求及び支払)

第17条 乙は、別記様式による請求書により甲に対して前月分の加盟店手数料を請求するものとする。なお、請求書は、前月中に立替払した水道料金等の明細書と合わせて毎月13日（13日が局営業日でないときは翌営業日）までに提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当月末日（末日が局営業日でないときは翌営業日）までに乙に対して加盟店手数料を支払わなければならない。
- 3 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限までに加盟店手数料を支払わないときは、乙に対し、遅延日数に応じ、支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣の告示により当該支払金額の請求が委託者に到達した日において適用される割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(甲が採るべき措置)

第18条 甲は、水道料金等の支払方法として、第8条各号に掲げるクレジットカードを利用することにより乙に立替払をさせる方法がある旨の広報を継続して行うとともに、その広報を行うための媒体に乙の指定する加盟店標識を表示するものとする。

- 2 甲は、第13条第1項及び第13条の2第1項の請求データ及びこれに対するその後の処理経過を、乙等の会員ごとに7年間保存し、保管する期間中に乙の請求があった場合は、速やかにこれらの記録に基づく水道料金等に係る説明書類を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、乙からクレジットカードの取扱いについて疑義がある等の理由により資料の請求があった場合は、速やかに乙の指定する資料を提出するものとする。
- 4 甲は、前二項の規定に基づいて説明書類又は資料を乙に提出する場合において、原本以外を提出するときは、その内容が原本と相違ない旨を書面により証するものとする。

(案)

(乙が行う広告等)

第19条 乙は、乙の負担及び責任において企画し、又は制作する場合は、水道料金等の立替払に関する広告の内容について、事前に甲に通知するものとし、広告の実施は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、広告の制作に当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 水道使用者が自己の水道料金等の支払について判断するに際し、事実と異なる認識を生じさせるおそれのある表示をしないこと。

(2) 次の事項について表示すること。

ア 甲が徴収する水道料金等であること。

イ 乙が立替払をした後は、当該立替払をした水道料金等と同額の債権を回収する権利は、甲ではなく乙が有することとなること。

ウ その他甲が必要と認める事項

3 乙は広告の制作に伴い申込書を作成し又は頒布する場合は、その内容について事前に甲に通知し、かつ、甲の承諾を得なければならない。

(通信の安全化措置)

第20条 甲及び乙は、水道料金等の継続払及び都度払に関する通信を行うときは、カード番号、カード有効期限等のクレジットカードに関する情報について、外部に漏えいすることのないよう安全化措置を講じるものとする。

(個人情報の保護等)

第21条 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程（令和5年東京都水道局管理規程第24号）の趣旨を踏まえ、情報の取扱いには最大限の注意を払い、この契約の履行に際し知り得た相手方の機密に関する事項、水道料金等を支払う者の個人情報に関する事項その他の相手方及び水道料金等を支払う者に係る一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）又は個人情報保護法の規定により情報を開示するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、契約期間中のみならず、契約準備期間中に知り得た情報についても適用するものとし、この契約の終了後においても遵守しなければならない。

3 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行に際し知り得る一切の情報を、目的外に利用し若しくは提供し、又はこの契約の履行のために必要な範囲を超えて複写、複製等をしてはならない。

4 甲及び乙は、個人情報及びこれが記録された媒体の管理、保管及び搬送に当たっては、紛失、毀損、盗難又は漏えいが起こらないように、厳正かつ厳重に行わなければならない。

5 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行過程で発生した全ての資料のう

(案)

ち、不要となったものを消去し、又は廃棄しようとする場合は、情報の漏えいが起こらないように、裁断、焼却、溶解、消磁等の手段によって処分しなければならない。

- 6 甲及び乙は、この契約に基づいて行う業務の処理を第三者に委託することにより、当該第三者がこの契約により生ずる義務の履行に際し知り得た情報に接することになるときは、業務の処理を委託する者の責任において当該第三者に前各項に規定する義務を遵守させるものとし、当該第三者の行為により甲、乙又は他の第三者に損害が生じたときは、当該業務の処理を委託する者がその損害を賠償する責任を負うものとする。

(情報の収集、利用等)

第 22 条 甲は、乙が必要な保護措置を行った上で次の各号に掲げる取扱いを行うことに同意する。

- (1) この契約を含む甲と乙との間の契約の締結、契約締結後の管理等の取引上の判断のため、次の甲に関する情報（以下「甲に関する情報」という。）を収集し、利用すること。

ア 甲の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名等甲がこの契約の締結又はこの契約の変更の際に乙に対して通知した事項

イ 契約締結日、立替払の対象となる水道料金等、供給形態等の甲と乙との間の取引に関する事項

ウ 甲におけるクレジットカードの取扱い状況

エ 乙が収集した甲のクレジット利用履歴

オ 乙が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等の写しその他の公的機関が発行する書類の記載事項

カ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

- (2) 次の目的のために、甲に関する情報を利用すること。

ア 乙がこの契約に基づいて行う業務

イ 乙のクレジットカード事業その他の乙の事業（乙の定款記載の事業をいう。）における新商品、新機能、新サービス等の開発

ウ 乙がこの契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、甲の情報を当該委託先に預託すること。

- 2 甲は、乙等が行う加盟店管理及びクレジットカード利用促進に係る業務のために甲に関する情報を乙等が共同利用することに同意する。

(加盟店信用情報機関の利用及び登録)

第 23 条 甲は、乙が利用及び登録する加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもので、乙が加盟するものをいう。以下同じ。）について、次に掲げることを同意する。

- (1) 契約の締結、契約締結後の管理等の取引上の判断のため、加盟店信用情報機

(案)

- 関に照会し、甲に関する情報が登録されている場合は、これを利用すること。
- (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報が5年を超えない期間、当該加盟店信用情報機関に登録されること及び当該加盟店信用情報機関の加盟会員が契約の締結、契約締結後の管理等の取引上の判断のためにこれを利用すること。
 - (3) 加盟店信用情報機関に登録された甲に関する情報が、不正取引の排除及び消費者保護のための契約の締結、当該契約締結後の管理並びに甲に関する情報の正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために、当該加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- 2 加盟店信用情報機関は、別表に掲げるものとする。

(加盟店に関する情報の開示、訂正及び削除)

- 第24条 甲は、乙及び加盟店信用情報機関に対して、それぞれが保有する甲に関する情報を開示するよう請求することができる。
- 2 前項の規定により情報が開示された結果、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、乙は速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

(契約終了後の加盟店に関する情報の利用)

- 第25条 乙は、この契約の終了後も7年間、第22条第1項第2号の目的及び前条第1項に規定する情報の開示に必要な範囲に限り、甲に関する情報を保有し、これを利用することができる。

(通知義務)

- 第26条 本契約締結後、甲は、乙に対して次の事項を通知するものとする。
- (1) 甲の名称
 - (2) 甲の所在地
 - (3) この契約に係る甲の契約履行責任者、契約履行責任者の業務を補佐する者（以下「契約履行責任者等」という。）及び契約履行責任者等の連絡先
 - (4) 甲が指定する金融機関口座
 - (5) その他乙が必要と認める事項
- 2 乙は、甲に対して次の事項を書面により通知するものとする。
- (1) 乙の名称及び代表者の氏名
 - (2) 乙の所在地
 - (3) この契約に係る乙の契約履行責任者等及び契約履行責任者等の連絡先
 - (4) 乙が指定する金融機関口座
 - (5) その他甲が必要と認める事項
- 3 甲及び乙は、前二項の規定により相手方に通知した内容に変更が生じたときは、遅滞なく相手方に変更内容を通知するものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前項の通知を怠ったため、相手方に対する請求、通知、

(案)

報告、申出、承諾若しくは解除が延着又は不到達となったときであっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすものとし、相手方は、これに異議を述べないものとする。

(報告義務)

第27条 甲及び乙は、この契約により生ずる義務の履行に当たって事故が発生したときは、直ちに相手方に連絡し、問題解決に向けて速やかに協議を開始するものとする。この場合において、連絡及び協議は、第1条第4項の規定にかかわらず、書面によらないことができるものとする。

(契約の解除)

第28条 甲及び乙は、相手方がこの契約により生ずる義務を履行しないとき又はこの契約書の規定に違反したときは、何ら催告することなくこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 甲以外の地方公共団体との立替払に関する契約に違反したとき。

(2) 法第231条の2の3第1項に定める歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者と認められないと甲が判断したとき。

(3) 支払停止又は支払不能となったとき。

(4) 乙が甲又は第三者に対して有する債務に基づき強制執行がされたとき又は担保権が実行されたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき。

3 甲又は乙は、この契約により生ずる義務を履行することが困難となったときは、双方協議の上この契約を解除することができる。

4 乙は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除された場合において、甲に対する支払が完了していない立替払金があるときは、これを直ちに支払わなければならない。

5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に対する支払が完了していない加盟店手数料があるときは、乙の請求に基づきこれを直ちに支払わなければならない。

6 甲及び乙は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、相手方に損失が生じた場合であっても、これを一切賠償しないものとする。

7 甲及び乙は、この契約を解除するときは、事前に書面をもって通知しなければならない。この場合においては、第1条第5項に規定する方法によることができないものとする。

(契約期間)

(案)

第 29 条 本件契約の期間は、令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の期間中における立替払に係る業務履行実績が良好であれば、本契約は令和 12 年 12 月 31 日まで同一条件により自動継続するものとする。ただし、真にやむを得ないと認められる事象が生じた場合等には、甲乙協議により契約条件の変更を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による契約の継続は、本契約に係る甲の令和 9 年度予算が成立し、その効力が発生することを条件として効力を生ずるものとする。

(契約終了時の処理)

第 30 条 理由のいかんを問わずこの契約が終了したときは、乙は、契約終了の日までに甲から送付された継続払及び都度払の請求データに係る水道料金等について、この契約の終了後においてもなお立替払を行うものとし、甲は、当該立替払をこの契約の終了の日の属する月の立替払とみなしてこれに係る加盟店手数料を支払うものとする。

- 2 この契約が終了したときは、甲は、直ちに自己の負担において第 18 条第 1 項の広報及び加盟店標識の表示を取りやめ、乙は、第 19 条第 1 項に基づき実施する広告を取りやめるものとする。

(相 殺)

第 31 条 甲は、乙に対し金銭債権（立替払をすべき水道料金等を除く。）を有するときは、乙が甲に対して有する手数料請求権その他の債権と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴することができるものとする。

(協 議)

第 32 条 この契約書の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(案)

別表

<第 23 条に定める加盟店信用情報機関>